

§ 3 地球温暖化対策

1 青梅市地球温暖化対策実行計画の概要

(1) 計画策定の背景

地球温暖化は、人間活動の拡大に伴い二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの大気中濃度が上昇することにより、本来大気が持っている温室効果が強まり、その結果、地球規模の気温の上昇、気候の変動等がもたらされる問題です。

平成26年に気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が取りまとめた第5次評価報告書によると、1750年から2010年までの人為起源のCO₂累積排出量の約半分が1970年から2010年の40年間に排出され、特に2000年からの10年間はこれまでの30年間と比べて大きくなっていると報告しています。

青梅市では今までに、青梅市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）として、第1次計画（平成17年度～平成21年度）および第2次計画（平成22年度～平成26年度）を策定し、地球温暖化防止に向けて取り組みを進めてまいりました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に端を発した福島第一原子力発電所事故により、京都議定書の目標達成すら困難さが増し、排出削減幅などの見直しが行われるのは必至な情勢となっています。

こうした背景を踏まえ、平成27年度から第3次計画を開始し、各種環境施策に取り組んでおります。

(2) 計画の位置付け

平成11年4月施行の「地球温暖化対策の推進に関する法律」により地方公共団体に策定とその実行が義務付けられたことにもとづき平成22年3月に策定した第2次青梅市地球温暖化対策実行計画が26年度末に計画期間終了迎え、新たに、「第3次青梅市地球温暖化対策実行計画 市職員による環境負荷低減のための率先行動計画」を策定するものです。

この計画は、青梅市環境基本条例および青梅市環境基本計画の基本理念にもとづき具体的に実行していくものです。

(3) 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

(4) 削減目標

平成22年度の排出量を基準として、平成31年度までに10%削減する。（青梅の森の吸収源を含みます。）

(5) 率先行動計画

市は、市民・事業者の環境保全に関する自主的な取組を推進する立場にあり、市自らが率先して、これらの課題に取り組む必要があることから、率先行動計画として次の職員エコアクションを実践します。

ア 日常の事務・事業に関する取組

① 電気・燃料使用量の削減

- ② 自動車燃料使用量の削減
- ③ 省資源・リサイクルの推進
- ④ 水道使用量の削減
- ⑤ グリーン購入の推進

イ 公共施設設備等に関する取組

- ① 公共施設の再編と新設・更新時の省エネ改修
- ② 省エネ・新エネ設備の積極的導入
- ③ 環境への負荷の少ない電力調達の推進
- ④ 温室効果ガスの吸収源の保全
- ⑤ 公用車の低公害車への更新と自動車利用の抑制

(6) 進行管理体制

職員一人ひとりが各職場において、率先的に行動し、本計画を推進するため環境管理推進本部を設置します。この組織において、職員への啓発、行動計画の点検、評価、および公表を行うとともに、問題点を改善し、その結果を次の計画に活かすこととします。

2 青梅市地球温暖化対策実行計画の実施結果

青梅市の行う事務および事業に関し、地球温暖化対策の推進に関する法律で規定する温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン）の削減に努めた。

CO₂換算温室効果ガス排出量

(単位：kg-CO₂)

| | 種 類 | CO ₂ | CH ₄ | N ₂ O | HFC | 合 計 |
|----|----------------|-----------------|-----------------|------------------|----------------|-------------|
| | | (二酸化炭素) | (メタン) | (一酸化二窒素) | (ハイドロフルオロカーボン) | |
| 施設 | 22年度 (基準年度) | 8,295,636.3 | 1,706.7 | 1,186.0 | — | 8,298,529.0 |
| | 27年度 | 9,550,898.0 | 1,653.3 | 1,071.0 | — | 9,553,622.3 |
| | 増 減 | 1,255,261.7 | △53.4 | △115.0 | — | 1,255,093.3 |
| | 増 減 率 | 15.1% | △3.1% | △9.7% | — | 15.1% |
| 車両 | 22年度 (基準年度) | 194,949.9 | 944.7 | 5,237.8 | 2,535.0 | 203,667.4 |
| | 27年度 | 153,259.1 | 535.5 | 4,373.1 | 3,217.5 | 161,385.2 |
| | 増 減 | 41,690.8 | △409.2 | △864.7 | 682.5 | △42,282.2 |
| | 増 減 率 | △21.4% | △43.3% | △16.5% | 26.9% | △20.8% |
| 合計 | 22年度 (基準年度) | 8,490,586.2 | 2,651.4 | 6,423.8 | 2,535.0 | 8,502,196.4 |
| | 27年度 | 9,704,157.1 | 2,188.8 | 5,444.1 | 3,217.5 | 9,715,007.5 |
| | 増 減 | 1,213,570.9 | △462.6 | △979.7 | 682.5 | 1,212,811.1 |
| | 増 減 率 | 14.3% | △17.4% | △15.3% | 26.9% | 14.3% |